# 飯島町空家等対策計画 概要版

# ① 空家等の現状

平成28年に行った調査の結果、町内で空家等と疑われる家屋の総数は124戸確認されました。当該家屋の老朽度や周辺への影響などから危険度を判定するチェックリストを作成し、ランク別に集計した結果、危険度ランク「C」となった家屋は、町内全体で34戸が該当となっています。



ランク	判定内容	戸数	割合
A	現状では、保安上危険となる恐れのある状態とは判断されないが、経過観察を要するもの。	76	62%
В	即座に特定空家等と判断することは困難であるが、 その対策を検討すべきと考えられるもの。	14	12%
C	そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となる恐れの ある状態と判定するもの。	34	26%

#### <各地区別外観目視危険度判定結果表>

地区名	外観目視危険度判定区分			合計	
地区石	A	В	С	行計	
田切	5	3	3	11	
飯島	30	3	17	50	
本郷	10	2	3	15	
七久保	29	4	9	42	
日曽利	2	2	2	6	
合計	76	14	34	124	

# ② 計画の概要

#### ● 計画の趣旨

本計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号、以下「法」という。)」に基づき、空き家等の適正な管理や利活用の促進などの様々な施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

#### 計画期間

2019年度から2023年度までの5年間

#### ● 対象地区

飯島町全域

#### ● 対象とする空家等の種類

#### 「空家等」

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

#### 2 「特定空家等」

- ・倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他の周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。

※特定空家等の判断については、国が示した「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために 必要な指針」に基づき行い、飯島町空家等対策協議会※1で意見を求め、町長が決定します。

※1 空家等の適正管理に関し、専門的な見地及び町民の立場から広く意見を求めるため設置する協議会

#### ● 空家等の調査

空家等の状態等を把握するため、おおむね5年毎、建物の状況や周辺への影響について 外観目視により行うこととし、必要に応じ近隣住民等からも情報を収集するものとします。

# ③ 空家等対策の基本方針

### 町民及び所有者等への意識の醸成

#### ① 所有者等への周知、相談の受付

- ・広報紙やホームページ等による周知
- ・空家等の相談の受付

#### ② 空家等の対策事業の紹介

- ・定住促進空き家提供事業、補助事業の紹介
- ・民間等が行う空家等管理サービスの情報提供

① 総合的な受付窓口

多岐にわたる諸問題の受付窓口を一本化(建設水道課)

② 多方面関係部署との連携

# 相談体制の整備等

庁内関係各課、県、関係団体と連携した相談体制の整備

# 空家等の

空家等の

適切な管 理の促進

#### 所有者等に対する利活用の促進

空家等提供事業の周知・運用

### 地域住民が一体となった利活用

移住定住政策だけでなく、地域交流活性化のための施設として活用

### 特定空家等の判断と措置

① 特定空家等の判断

国の指針に基づき、飯島町空家等対策協議会で意見を求め、 町長が決定

② 特定空家等への措置

地域住民の生命・健康・財産の保護、健全な生活環境の保全を図るため 必要な措置を実施

## 措置の方針・実施

① 措置の優先

周辺に悪影響を及ぼす恐れが高いものを優先

② 所有者等に対する措置

除却・修繕・立木の手入れ・その他必要な措置をとるよう助言・ 指導・勧告・命令等を実施

# 利活用

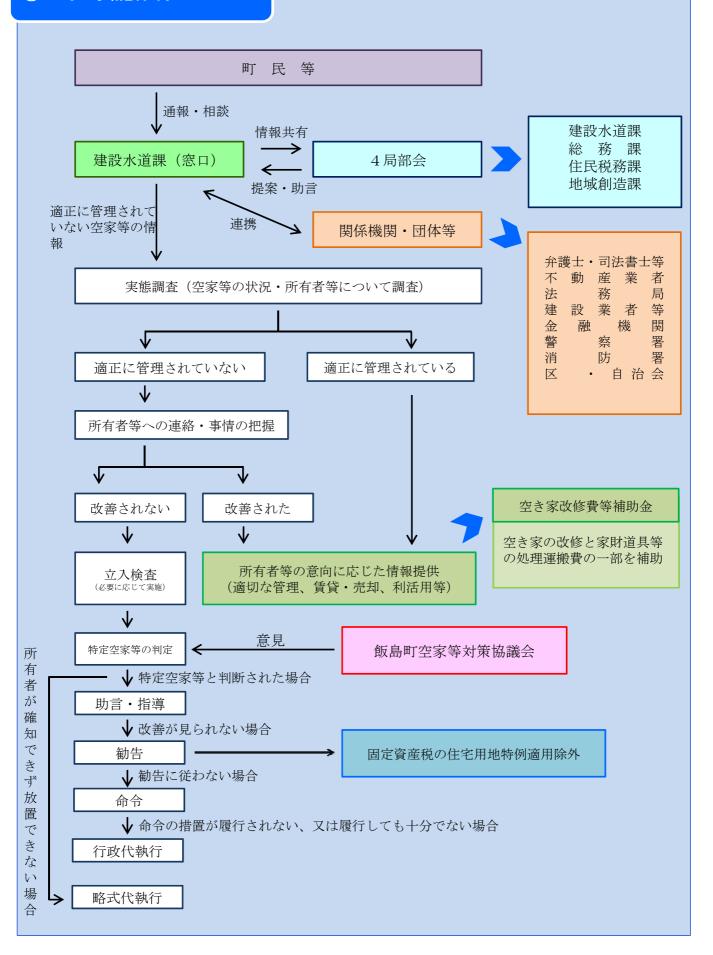
特定空家

等に対す

る措置等 及びその

他の対処

# ④ 町の実施体制



# ⑤ 取り組みスケジュール

